

令和5年度 いじめ防止対策基本方針

郡山市立守山中学校

0 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）」であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

エ 金品をたかられる

オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

カ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

キ スマホ・携帯電話等、SNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる

上記の「いじめ」の中には、早期に警察に相談するものや、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

1 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめは決して許されないと認識のもと、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ問題の防止及び解消に取り組む。

いじめ防止等に関する基本的となる考え方

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付にくいところで行われることが多く発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより初めて可能となるものである。

2 教育者としての基本認識

学校での人間関係は子ども同士のみならず、子どもと教師の関係をも含んでいることに留意する。昨今の教師によるいじめを助長するような不適切な発言はもとより、体罰や言葉による暴言、威圧、中傷が生徒の人権を侵害し、いじめ防止の阻害要因となりうることに鑑みて、改めて教育者としての自覚と使命感に立ち返ることを基本認識とする。そして、子ども的人格の形成に寄与するモデルとなり得る人間像を示すことが求められる。

3 いじめ防止、早期発見、いじめに対する取り組み

(1) いじめの未然防止

① 基本的な考え

教職員間でいじめを共通理解し、全生徒に対してあらゆる場と機会を通じて、指導と支援を行う。「安心・安全に過ごせる学校環境」、「他者を思いやる心」、「お互いを大切にする互恵、寛容の心」の育成を推進する。

② いじめ防止のための実践内容

ア 共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や生徒指導委員会、職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

イ 態度・能力の育成

- 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動など、教育活動全体を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- 生徒指導の機能を生かした「分かる・できる・使える」授業によって、学力の定着とともに級友からの好意的評価による自己有用感、自己肯定感を育む。
- 生徒会によるボランティア活動を促し、思いやり・助け合う精神の涵養に努める。
- 情報モラル教育を進め、ネットの正しい利用とマナーの理解を通じて、ネットいじめの加害、被害にならぬよう指導の充実を図る。

(2) 早期発見

① 基本的な考え

いじめは大人の目につきにくい時間や場所、判断しにくい形で行われることが多い。ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

② 早期発見のための実践内容

- ア 休み時間や放課後の雑談を大切にして、普段から人間関係を醸成する。
- イ 個人ノートや生活ノート等、教職員と生徒の間で行われている日記を活用する。
- ウ 教育相談や家庭訪問等を生かす。
- エ 日常的に生徒の行動の様子を把握し変化に注目する。
- オ 定期的なアンケート(いじめ)調査や教育相談の日程を年間計画に位置付け、情報収集・相談を常に行っていることを周知する。
- カ スクールカウンセラー等による相談活動を充実させ、相談機関とも積極的につないでいく。
- キ 生徒指導委員会等で定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

③ 発見時の初動対応

- ア 教職員は、管理職や生徒指導主事等に速やかに報告し、指示を待つ。

- イ 報告を受けた管理職は、市教委に連絡して指示を仰ぎ、必要ならば関係機関に協力を仰ぐ。
- ウ 報告をもとに組織を生かして、関係機関と連携をとりながら対応する。
- エ 共通理解を図り、同一歩調で、被害者を守り抜く姿勢、加害者には毅然とした態度で指導、支援する。
- オ 家庭訪問等により誠意ある姿勢を示しながら保護者の理解や協力を得る。

4 いじめに対する措置

(3) いじめに対する取り組み

① 基本的な考え

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に活動を展開する。「いじめは許されない」との立場に立ち、被害者を守り抜き、加害生徒に毅然とした指導を行う。家庭の理解・協力を得ながら関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。
- ウ 事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、教育委員会の指導を受けながらも、直ちに警察をはじめとする関係機関に通報し、適切に援助を求める。

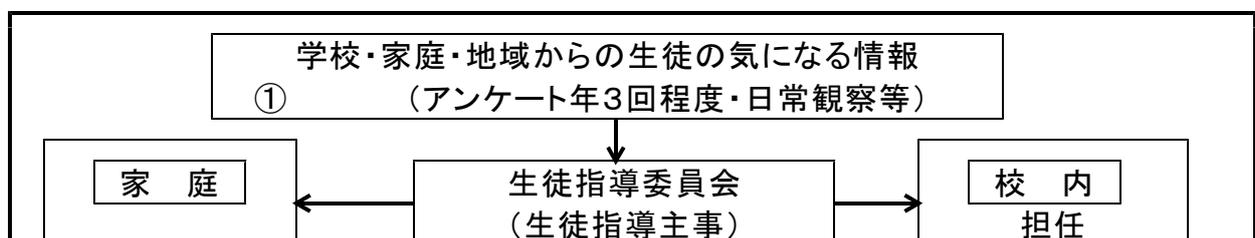
③ いじめられた生徒及び保護者への支援

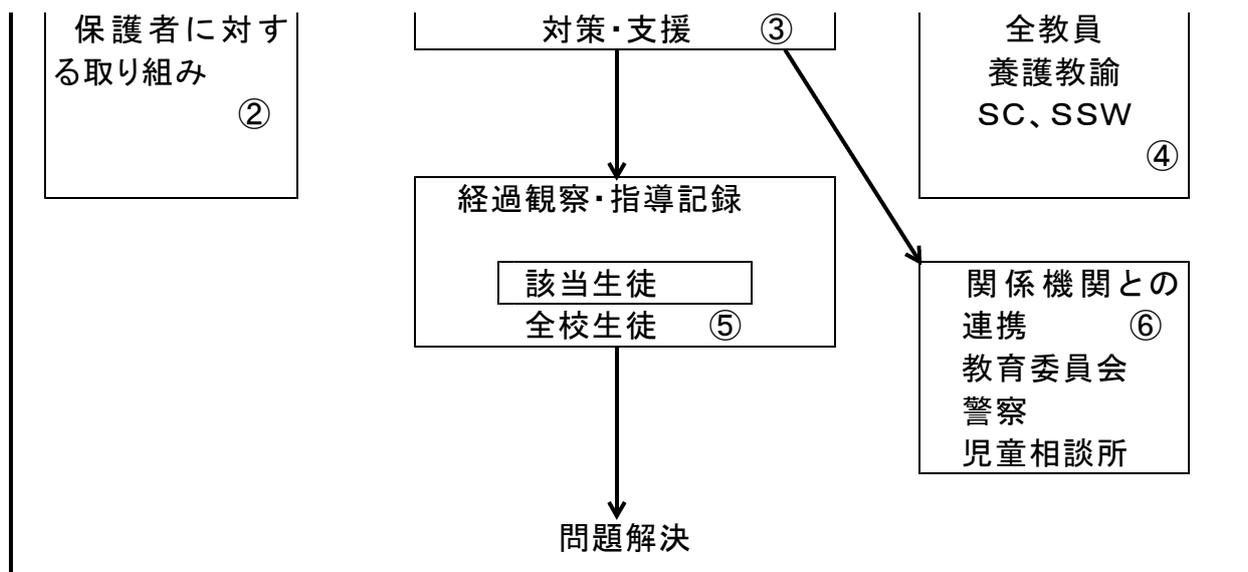
- ア いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。
- イ いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- ウ 家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- エ 状況に応じて心理や福祉等の専門家等外部専門家の協力を得る。

④ いじめた生徒及び保護者への助言

- ア いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- イ 自らの責任を自覚させる。
- ウ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導を行う。
- エ 市教委の指導の下、出席停止や警察・児童相談所との連携による措置をとる。

5 いじめ防止等の対策のための組織（組織的対応の流れ）





- ① ○ 情報収集の窓口を一本化しておく。
○ 定期的にアンケートを実施して、生徒の変化をつかむ。
○ 家庭へのアンケートを実施して、家庭からの情報提供を促す。
○ 収集した情報は、担当が集約し、速やかに共有して、迅速に対処する。
○ 学校評議員や区長をはじめとする地域の方からの情報を収集する。
- ② ○ 保護者対象のいじめ等に関する講演会を行い、いじめ防止を啓発する。
○ 保護者に対して定期的にアンケートを行い、情報を収集する。
○ PTA懇談会や学級懇談会等の場で情報交換をする。
- ③ ○ いじめられていると思われる生徒に対して、生徒指導委員会を中心として担任をサポートしつつ対応策を立て、共通理解のもと、協力して対応する。
○ 進捗状況を常に共有し、一人の教師が抱え込まないように配慮する。
- ④ ○ 担任を始めとして、全教員、養護教諭、そしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等全員で事態に対処していく。
○ 常に情報を共有し合うことで、全校共通理解のもと事態に対処していく。
○ 校内研修等、いじめへの対応にかかる教職員の資質向上を図る取り組みとして、事例研究会を開く。
- ⑤ ○ 該当生徒の観察を細かく行うとともに、指導記録を残しておく。
○ 全校生徒の変化に目を配り、小さな前兆も見逃さないように配慮する。
- ⑥ ○ 状況に応じて、教育委員会や警察、児童相談所等関係各機関と密に連携を図ることで、よりよい解決を目指す。連携を図る際には、個人情報保護を心がける。

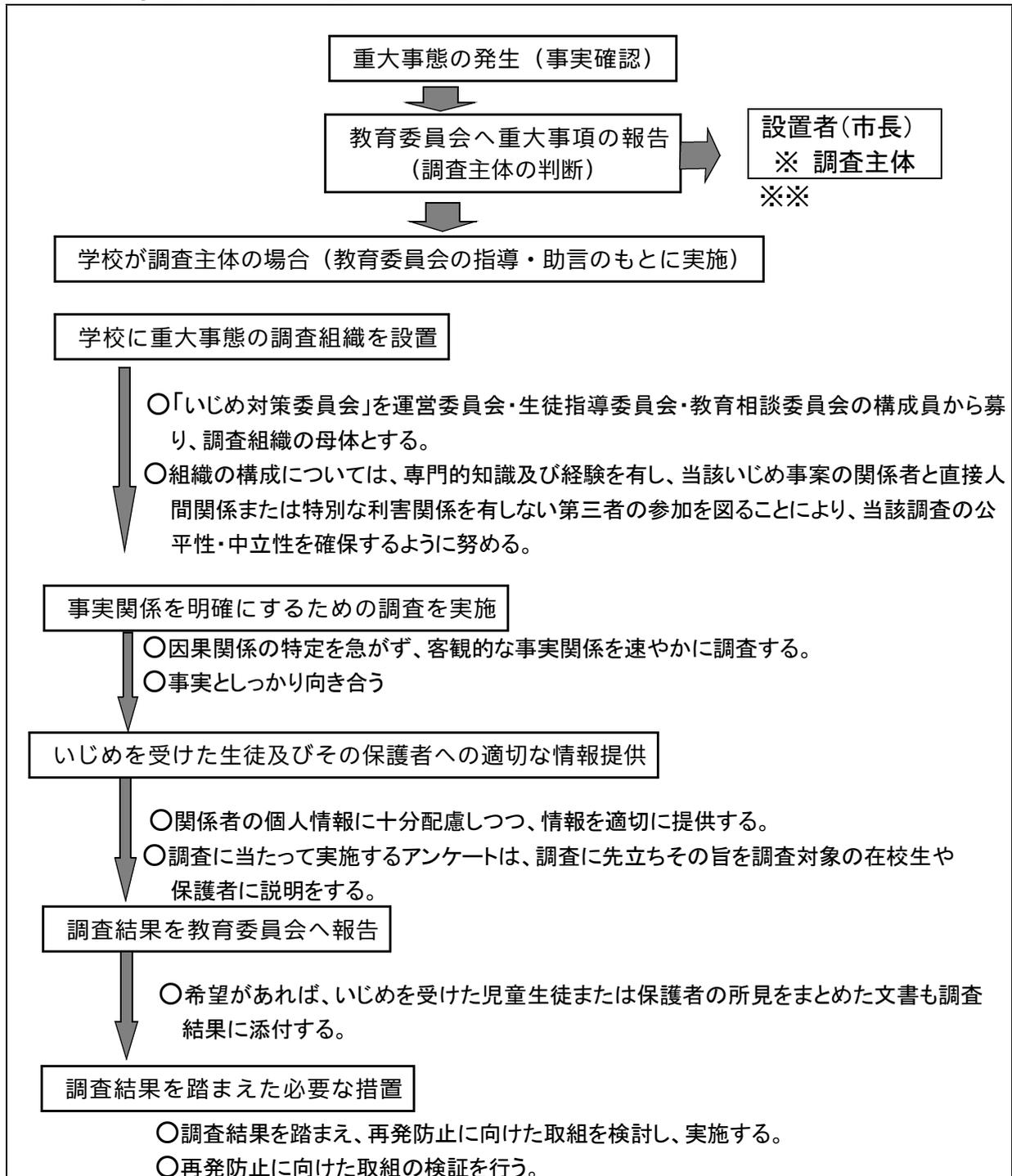
6 重大事態へのフロー

○ 重大事態の様相

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安)

<重大事態の対応フロー図>



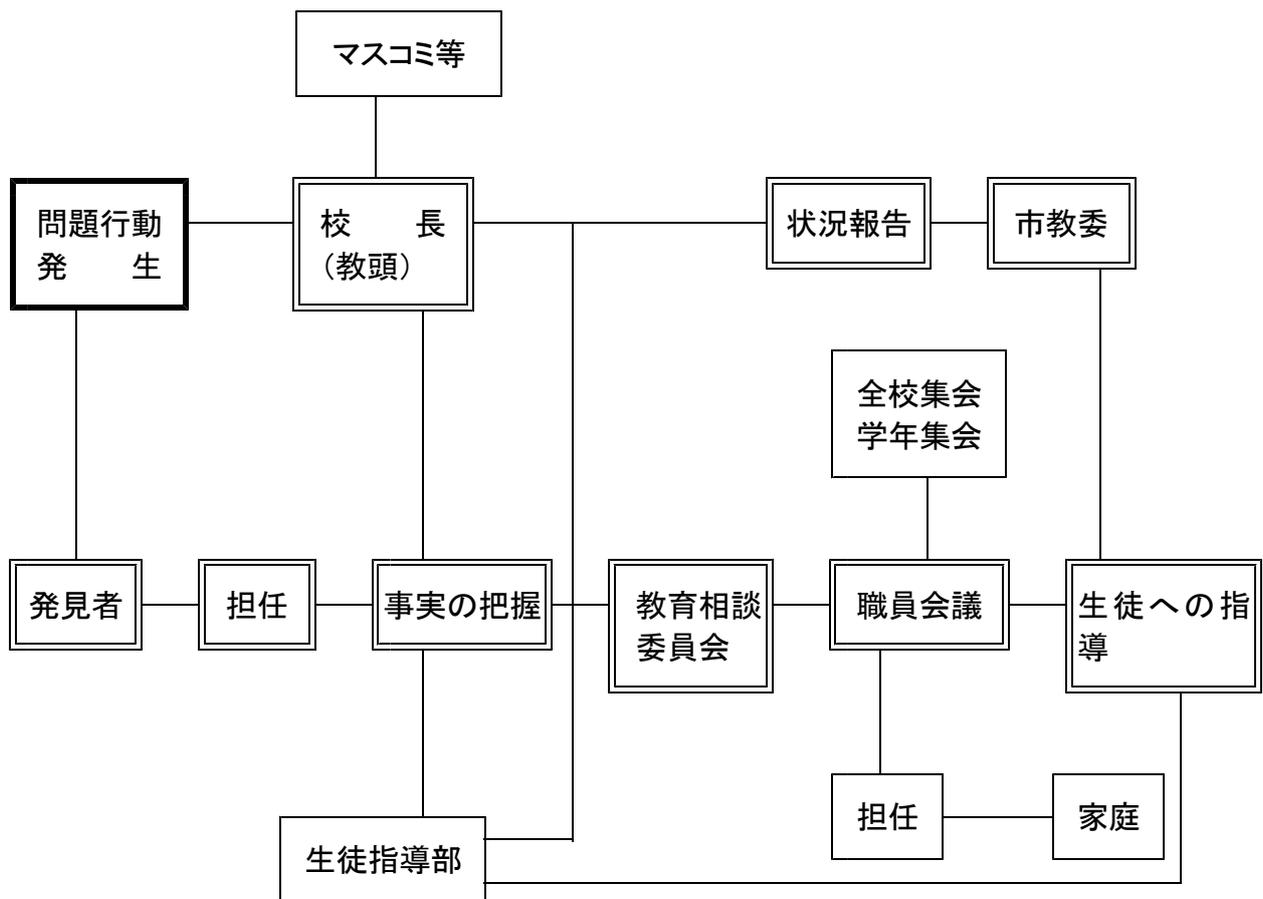
- ※ 学校の設置者が調査主体の場合は、設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。
- ※※ 郡山市いじめ問題対策連絡協議会(いじめ防止対策推進法 14条第1項)
郡山市いじめ対策委員会(同法 第14条第3項、第28条第1項)

<取組の年間計画>

		いじめ対策	いじめ未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○「学校いじめ対策基本方針」の内容の確認 ○生徒指導全体会①	○SCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○修学旅行(3年)	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知	○授業参観、PTA総会、学年懇談会①での「学校いじめ対策基本方針」の説明
5月		○生徒指導全体協議会②			
6月		○「校内生活調査①(いじめアンケート)」の情報共有	○高校説明会(3年)	○「校内生活調査①(いじめアンケート)」 ○教育相談(二者面談)実施	○守山四校連絡協議会①
7月				○教育相談(三者面談)3年	○授業参観、親子ふれあい教室、学年懇談会②
8月					
9月		○生徒指導全体協議会③	○職場体験学習(2年) ○福祉施設との交流会(3年)		
10月		○「校内生活調査②(いじめアンケート)」の情報共有	○雲水峰祭(文化祭) ○校内球技大会	○「校内生活調査②(いじめアンケート)」	○三者教育相談
11月			○校内芋煮会 ○新入生体験入学 ○情報モラル指導		○三者教育相談 ○学校運営協議会①
12月		○全教職員による取組検証の実施	○思春期講座(2年)		○守山四校連絡協議会② ○保護者、生徒、教員、学校評議員への学校評価アンケート
1月		○「校内生活調査③(いじめアンケート)」	○思春期講座(1年)	○「校内生活調査③(いじめアンケート)」	
2月		○「基本方針」の検証、見直し			○授業参観、学年懇談会③
3月			○愛校作業 ○卒業式		○学校運営協議会②
通年	○「生徒指導委員会」・「教育相談部会」の開催(週1回) ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○わかる・できる・使える授業の充実 ○道徳教育、体験活動の充実	○健康観察の実施 ○生活の記録の提出 ○SCによる相談	○登校指導(保護者・教職員で分担実施) ○学校HP・学年だよりの発行	

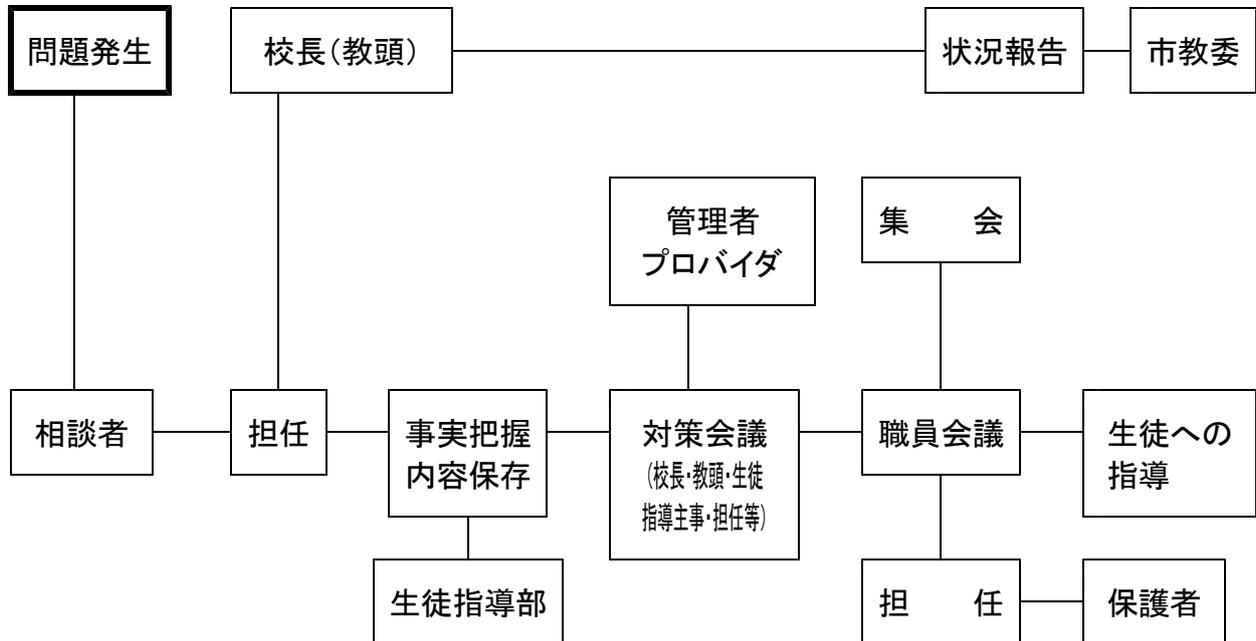
※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

問題行動・いじめ等発生時の対応マニュアル



- ① 問題行動等を発見または、連絡を受けた者は、すぐ現場に行き、問題行動を阻止する。行動阻止後、事実関係を組織を生かして速やかに把握する。
- ② 担任は、事実の把握を慎重かつ丁寧にを行う。必要に応じて、他の教職員も事実の把握を行う。当該生徒の発言はメモしておく。事実の確認は具体的に記録として残す。
- ③ 職員打合せ終了後、指導の経過や対応策について、必ず家庭へ連絡する。必要に応じて集会(学年・全校)を開く等、対応策を考える。
- ④ 担任・学年主任は被害者宅へ家庭訪問をする。その結果は、校長、教頭に報告する。その際、生徒及び保護者の求めることを把握する。
- ⑤ 把握した事実をもとに、学校側から加害生徒家庭へ、生徒の行為(暴力・いじめ)を詳細に報告し、保護者の理解を得、保護者の保護監督義務を促す。改善が見られない場合は、保護者の不法行為(保護監督義務の不履行)と見なされる。
- ⑥ いじめ・問題行動の内容に応じて、小中が連携し、対応策を協議する必要がある場合もある。組織的対応による積み重ねは、記録として残しておく。また、情報公開に備えた整理も併せて行う。
- ⑦ 被害の相手には、内容により判断し、担任か保護者が加害生徒に同行し、謝る。
- ⑧ 子どもの名前が安易に外部に出ないように、また、個人の情報が守られるように配慮する。また、事後継続指導を行う。
- ⑨ 対策を講じて、継続的な指導による改善状況を確認し、3ヶ月間いじめ行為等がなくなった場合、解消したと判断する。
- ⑩ スクール・コンプライアンスの視点に立った学校経営をさらに進める。

ネット上の誹謗中傷発生時の対応マニュアル



- ① 相談者から詳細を聞き取り、ネットを聞いて内容やURLを確認し直ぐに印刷する。
- ② 事実に基づいて学校の考え方や指導方針等を協議する。
- ③ 指導方針等を全教職員で確認し、管理者やプロバイダーへ内容の削除依頼をする。
- ④ 担任は家庭訪問をし、対策について説明し今後の指導方針を伝え理解を求める。
- ⑤ 集会で、精神的ショックを与える名誉毀損や侮辱罪等の犯罪であることを知らせる。
- ⑥ 心のダメージが大きい場合はスクールカウンセラーのカウンセリングを受けさせる。
- ⑦ 子どもの名前や書き込みの内容等の個人情報が守られるように配慮する。
- ⑧ 保護者に対しては、ネットについての危険性を知らせ、家庭におけるインターネットや携帯電話等の使用のルール作りをさせる。
- ⑨ パソコンや携帯電話のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続させないように保護者等への理解を図る。

管理者に削除依頼をしても応じない場合は、プロバイダ責任制限法に基づき、電子掲示板を運営しているプロバイダに削除依頼できる。その際、対象の具体的なURLや削除を依頼する書き込み内容を伝える。万一、トラブルが発生した場合は警察に連絡する。

- ⑩ ネット・ケータイで困ったことがあれば、「違法・有害情報相談センター」(総務省支援事業)に相談する。
 - 電話相談 03-5644-4800(月曜日～金曜日、10:00～17:00)
 - インターネット相談 「違法・有害情報センター」のホームページから「相談する」ボタンをクリック(<http://www.ihaho.jp>)